

平成25年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成25年8月29日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

皆さん、おはようございます。

本日は早朝より、傍聴者の皆さん方には、たくさんの方においでいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまより始めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

2番 鏑本規之君の発言を許します。

2番（鏑本規之君）

議員として最後の一般質問ですので、少しやわらかくいきたいかと思っております。

6月議会も質問をいたしましたけれども、須合橋の件についてですけれども、部長さんの説明等をちょっと受けまして、私なりに説明について調べてみました。また、専門の方にもお聞きをして、いろんな資料も調べたりしておりますけれども、少し納得のできないところが出てきましたので、改めて質問をいたします。

6月に橋台の修補の工事は終わったかと思っておりますけれども、修補の工事、検査を受けて受け取ったと思うんですけれども、何ら問題はなかったのかということと、もし何ら問題がなければ受け取った橋台の上に橋をつける工事をすると思うんですけれども、もしその受け取った橋台が壊れたり、また強度不足等で壊れたりしたときには、治療代、また修補の費用等々は誰がするのか。前の回答のままでは最終的には市民の税金で行われると思われまますので、今回12項目に分け、質問をいたします。

市民の税金でつくられる須合橋を新しくつくることは、市民も議会も同意していますが、新品に近いものをつくることには同意はしていません。設計ミスにより新品の橋台が新品に近いものになってしまいましたが、この責任はどこにあるのか。設計ミスをしたユニオン社にあることはユニオン社も認めています。ですが、私が調べた中において、本当にユニオン社だけの責任と言えるだろうかという疑問符が湧いてきました。

さきの質問で、設計ミスをした会社にどうして設計のやり直し業務を依頼したのか、また修補の工事をさせたのかを質問しました。産業建設部長の回答は、国土交通省や岐阜県の業務契約約款に基づき、ユニオン社に設計業務及び工事の修補を委託したとの回答でした。

そこで、改めてお聞きをいたします。業務委託契約約款、このルールについては私も余りよく知りませんでしたので、私なりに調べてみました。資料1ということで提出をしてありますけれども、このことについてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、御質問の業務委託契約約款についてお答えをいたします。

業務委託契約約款につきましては、御承知のとおり、業務委託に係る契約を発注者と受注者が締結するに当たり、業務を遂行する上での定型的な約束事を規定したものであり、契約行為の基本となるものでございます。

須合橋の詳細設計業務において、株式会社ユニオンが犯した設計瑕疵に関する対処を進めるに当たり、本市の契約約款には瑕疵担保に関する条項が規定されておりませんでしたので、国土交通省の公共土木設計業務等標準委託契約約款第40条第1項並びに岐阜県の委託業務契約約款第39条第1項の発注者は、成果物の引き渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときには、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補にかえ、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができるという瑕疵担保に関する規定を準用して、同社に対して設計成果の修正や工事による修補を請求したものでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今受けた業務委託契約約款、これは岐阜県と国交省とのものがあるんですけども、1行違うだけで内容においてはそんなに変わりはないかというふうに思っております。その中で、今説明をる受けましたけれども、改めて聞きますけれども、当然発注者というのは市になるかと思っております。また、成果物とは何を指すのかということになるんですけども、発注者と受注者との関係で当然契約がなされていると思うんですね。市は、当然ユニオン社と設計の契約をされたと思って

おります。そうすると、この約款に書かれている内容、その他もろもろ細かく分析をしていくと、この成果物というものが、いろいろととりようによって変わるんじゃないかなあということもありますので、今の説明、39条と40条一緒なんですけれども、その1項、2項というものがありますけれども、それは順次説明を求めながら質問をしていきたいと思っておりますので、議長のほうにおかれましては、よろしく御配慮のほどお願いをいたします。

じゃあ、2番目に移っていきます。

今、説明を受けた業務委託契約約款、資料1で提出してありますけれども、業務委託契約約款の瑕疵担保には、「発注者は、成果物の引き渡しを受けた後において」と書かれていますが、今説明のあったとおりですね。発注者とは当然市になり、市はユニオン社と設計に関する契約をしています。橋台の建築契約は黒川工務店とされていますので、ここに書かれている成果物とは設計図を指すことで間違いはありませんか、改めてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の成果物とは、設計図を指すのではないかについてお答えをいたします。

国土交通省の公共土木設計業務等標準委託契約約款第40条に記載されております成果物とは、発注者が業務内容を示した委託業務の設計図書、共通仕様書、または設計図書に添付された特記仕様書等に明記して、業務完了後に受注者が業務の成果として発注者に提出するべきものと考えております。成果物の内容は業務内容により異なりますが、一般に詳細設計業務の場合、工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書などが主な成果物になりますので、議員御指摘の設計図につきましては成果物に含まれるものと考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

それでは、改めてお伺いいたします。

市はいつこのユニオン社と設計図の依頼をされたのか、契約をしたのかということ。また、いつその設計図の引き渡しを受けたのか。また、その設計図の間違いであったということにいつ気がついたのか、3点お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

まず、測量設計業務の委託でございますが、平成18年度、平成18年6月12日から平成19年3月16日の工期で橋梁の設計及び各種予備調査を行っておりまして、その後平成19年度に、平成19年6月

29日から平成20年3月20日の工期で、須合橋かけかえ詳細設計委託業務を行っております。

申しわけありません。ちょっと引き渡し検査の日にちとかについては、ちょっと今手元にございませので、その部分についてはお答えを今この時点で申し上げられませんが、発注したのはその時点でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

私が言うのは、間違いに気づいたのはいつかという……。

産業建設部長（大熊秀敏君）

ちょっとお待ちください。

済みません、市のほうが最初に確認をしたのが、平成24年9月26日に連絡があったものというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今の説明ですと、契約をされて、その成果物である設計図を受け取ったのが平成19年ということになります。そして、その設計図の間違いに気がついたのが平成24年ということになると、この間5年間あるわけですね。そうすると、この約款で見てもみますと、成果物の瑕疵に気がついてから3年以内に請求することはできるということが記載されているんですが、そうすると、5年を経過しているから時効が成立し、ユニオン社に損害賠償等々の請求ができないのではないかと考えております。そのことにおいて、前回ユニオン社に対して修補の補修をさせたと、経費はユニオン社に払わせるというのは何となくこの約款から外れているのではないかと思いますので、改めてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

2項の規定の中に、前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、規定による引き渡しを受けた日から3年以内に行われなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とするというふうになっておりますので、その10年の規定を使わせていただいたというか、その約款の中の規定で2項の規定を準用させていただいたということに思います。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

3年を過ぎて時効が成立していないかということで、取りようによっては第2項にあるその瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合は請求を行うことができる期間を10年とするという、この10年を採用したということでございますけれども、故意ということはまずないだろうと思っております。重大な過失に値するのということになりますけれども、この件についてはまた後のほうで説明を求めますけれども、本当に穴の位置が十数センチずれていたことが重大な過失と言えるだろうかというふうに思っております。

この部分をやっていきますと、少し飛んでしまいますので、3番目に移ります。

損害賠償請求のところに係ってきますので、同じようなことだろうと思っておりますので、40条にもです、ね、瑕疵があったときには請求ができますよということなんですけれども、今適用された第2項には、引き渡しを受けた日から3年以内というのを私もさっきも言いました。その後のことも今言いました。その中で、重大な過失があるということで、ユニオン社に対して修補の経費その他を請求したということであれば、同じように損害賠償を請求することができることと記載されている以上、これは市が受けた損失、また市が受けた損失ということは、市民が受けた損失につながるかと思っております。この市が受けた、また市民が受けたと思われる損失はどの程度のものであり、どういうものかということ建設部長にお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

損害の請求の件でございますが、議員御指摘のとおり国土交通省及び岐阜県の委託業務に関する契約約款には、基本的に受注者の瑕疵によって発生した損害は受注者に請求できることが規定されていると認識はしております。今、どの程度というお話でございましたが、今の橋台につきましては、正規の完成品でも今回の修補工事でも指定された適正な材料を使い、岐阜県建設工事共通仕様書等の規定に従った施工をしていることには間違いはなく、どちらも同じと考えております。新橋ができるまでは、現橋を通行しているため、実質の被害や不便が発生することはないと考えておりますが、確かに整備効果としての便益は完成が遅延することで若干便益が減ることになりますが、金銭的な損害賠償として請求することまでは考えておりません。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今そんなに問題はないということなんです。設計ミスのまま新品の橋台を建設業者につくらせて、完成して5年たってから間違っておりましたよということで、その新品の橋台を取り壊して、

穴の位置を修正して、取り壊したところをまた修補、直したと。これ新品が中古品になっちゃったんじゃないかというふうに思っております。

また、安全は問題ありませんよと言っておりますけれども、設計ミスをした業者が修補の設計も委託をし、工事も請け負うと。そして、その工事のやり方に何ら間違いはありませんよと言われても、ああそうですかと100%信用することが本当にできるのだろうかというふうに思っております。もともとは新品のものを委託して、傷をつけられて、それで安全性に間違いがありませんよと言われて、ああそうですと言われる市民の方が本巢市に何人いるだろうかと思います。

改めて市長のときに聞きますけれども、新品の家を建てるようお願いをして、柱を全部短く切られてしまったと、接着剤でひっつけておけば安全性に何ら変わりはありませんので、それで完成品ですよと言われて、ありがとうございました、お大工さんと言う人がいるだろうかね。そういうことも含めて、部長さんにはこの質問は酷ですので、改めて市長に聞きますので。

もう1つお聞きをいたします。

損害は何も市民だけではなくて、その次の工事を請け負った所組にもあるかと思っております。左岸、右岸とやって、第1工事、第2工事を大きく分けて、第3工事で上へ橋を載せるんですけれども、その業務を請け負った人たちは、やり直し工事のために1年、2年近く工事がおくれているんですね。所組と入札がきちんと決まっておりますから言いますけれども、その人たちの損害については市は何ら考えていないのか、お伺いをいたします。

産業建設部長（大熊秀敏君）

ちょっと項目にないので、そこら辺確認していないんですが。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

質問ではなくて、損害賠償請求であります。

所組は本巢市の市民であり、本巢市で業をなしています。設計ミスによって損失を犯すのは市民だけではなくて、そこに在住する企業も含めてなんです。ですから、損害賠償請求というのはここの中で書かれている解釈の方法なんです。前回、重大な過失といって10年のものを採用していて、その次の段階になると大した問題ではないというのはどう見ても整合性に欠けると思いますので、改めてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これは3番目の再質問でいいですか。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほど追加で御質問いただきました所組の件でございますが、24年度発注の第5期工事のことをおっしゃっていると思うんですけれども、橋梁アセットの現場業務が始まるまでは、申請により技

術者を一時的に外すことができること等を所組にも御説明をしております。市としてもその所組から特に申請とかということがないので、特に対応を今のところはしておりません。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

正直言いまして、請負業者というのは、ユニオン社にしても、また所組にしても、市から仕事をいただいているという思いがあるわけなんです。ですから、十分なことを言えないという弱い立場にあるかと思っております。ですから、私があえてここで質問をしているわけなんです。何も請求がなかったら何もしないということはいかがかと思っております。

次、4 番目に移ります。4 番目は簡単ですので、文章の解釈の方法ですので。

今言われた契約約款の中で、成果物の瑕疵が設計図により生じたものであるときはということが書かれているんですね。読んでみますと、設計図の間違いで工事をしたことにおいては、建設業者はその責任を問われないということが書いてある。そういうことから判断すると、ここの中の書かれている、契約約款で言われている成果物とは、橋台になったり、また図面になったりするわけなんですけれども、質問する内容においては、成果物の瑕疵が設計図により生じたものであるときは適用しないということが記載されているか、このときの成果物とは橋台を指すのではないかということで聞いておるんです。ですから、図面になったり橋台になったりすることはあり得るんですかということに対して、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

国土交通省の公共土木設計業務等標準委託契約約款第40条第4項の成果物とは、橋台を指しているのではないかについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の成果物についてですが、2の御質問で回答させていただいたとおり、成果物とは、発注者が業務内容を示した委託業務の設計図書、共通仕様書、または設計図書に添付された特記仕様書等に明記して、業務完了後に受注者が業務の成果として発注者に提出するべきものを意味すると考えており、詳細設計業務の場合、工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書が主な成果物に該当すると思います。このため、第40条4項に記載される成果物とは橋台のことを指しているわけではないと考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2 番（鏝本規之君）

第40条に書いてある成果物ではないという考え方でいきますと、橋台ではないということになると、これは少し話が変わってくるかと思っております。というのは、この約款そのものが建築物に対しての適用を指してつくられたものというふうに伺っておりますけれども、私が聞いた答えが違っていたのか改めてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

今申し上げましたのは、40条第4項の規定は、本業市側の発注者が誤った設計業務の委託の内容、例えば設計図書でありますとか共通仕様書、それから特記仕様書の内容を誤って市が発注して、成果物がそれに基づいて出されたものであれば損害賠償はできないんですけども、市が間違った発注をしたわけではなくて、株式会社ユニオンが誤ったことをしたということで申し上げたわけで、40条の4項の規定は発注した内容が間違っていたということになります。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

これ以上質問をしますと、部長の立場としては答えられない部分になってくるかと思しますので、次に移ります。

ユニオン社に対しての損害賠償請求についてということなんですけれども、前回、市長さんにその意思はあるかというふうにお尋ねをしましたところ、ありませんということでした。部長にも今の質問の中でそういう意思もありませんという回答でしたので、改めて市長さんにお聞きをしますが、何ら考えに変わりはないのかお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、お答え申し上げます。

一言で申し上げれば、6月の議会でお答えしたと変わってはおりません。と申しますのは、設計業務におきまして、今回株式会社ユニオンが設計ミスをしたということで、先ほど来部長等も御答弁申し上げておりますけれども、その責任ということで、設計業務の修補、それからそのミスによって生じた工事のミスの部分の修補工事も、全てユニオンの責任のもとには完了をしております。そういったことから、特に市で、抽象的な部分での精神的な問題だとかそういうのはあるかと思ひますし、先ほど来お話出ておりますように、請負業者の方々の個々の問題はあろうかと思ひますが、それはそれぞれの当事者同士の話でありまして、市が直接その方々のかわりでどうのこうのということではありませんし、直接の損害というのが計量的に、訴えた場合、そしてまた交渉する

場合にも、具体的にそういうものはなかなかつかめないということでもございまして、我々の今回のもともとの目的は、この橋をつくるということがもとでございまして、その橋をつくることについて、特に大きな被害が出てきておるわけではありませんので、私としては今のところ損害賠償ということは考えておりません。そのかわり、先ほど申し上げたように設計の修正、そして工事の修補ということで、当初の目的に沿った形で工事ができておりますので、今のところそういうことは考えておりません。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

じゃあ、6 番目に移ります。

今、市長さんは、橋をつくるのが目的というふうにお答えになりました。市民は、ほかのまた議員は知りませんが、私、議員としては、橋をつくる予算に賛成をしたわけではありません。安全な橋をつくることに対して予算を認めたんです。また、市民の方たちも、安心な橋をつくってもらえるようにということで委託をしたのではないかと考えております。市長さんも言われる安心・安全ということから鑑みれば、今の橋をつくるのが目的というのは、いささかというふうに思っております。

安全性において万が一、5 年先、10 年先にその修補した橋台が原因で何らかのトラブルが起き、市民の方がけがをされたり、またその橋の修理を行うような事態が起きたときは誰が責任を負うのか。また、その修理代、賠償金等は何をもってするのか、市長にお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

橋のことについてお答えする前に、先ほどの5 番の答弁のところ、ちょっと言葉尻を捉えて言ったようなところがありますけれども、橋をつくるのが目的、橋をつくるというのは、当然市がつくる橋の場合には、国や県の仕様基準、いわゆるこの仕様書に基づいて、そしてこれは当然安全・安心なものを前提にして橋をつくるという話ですから、安全ではないとか、安心できないような橋をつくるなんていうことはないわけですし、その言葉だけを捉えて安全ではないというんじゃないで、当然それは前提にそういうものがあるということだけちょっと補足して、御説明申し上げたいと思います。

そして、5 年先、10 年先にこの橋によって何か起きたときに、じゃあ誰がどうするんだということのお話ですけれども、一般的な話もそうですけれども、大体工事の、いわゆるずさんな工事、そしてまたずさんな施工方法等によってやられたものの場合ですね、瑕疵担保責任というのが一般的にはあります。10 年以内であれば、やった方々に、今の設計業者なりとか工事業者にその損害賠償、

そしてまた工事の修補、そしてまた損害賠償というのできるというような規定になっております。また、10年を過ぎた後でも、その工事によって何か起こったということがわかったならば、当然10年を超えていても、訴訟等々を含めて当事者に損害賠償を請求するという方法もございます。そういったことで、工事のミスで何かがあった場合はやります。

ただ、この前提になるのは、当然橋の管理を、通常市として市民の方々に安全・安心して通行していただけるようなしっかりとした管理を常日ごろからやっておれば、そういうものはいいわけですけれども、そういうものをしておらずに、もしそれで事故が起これば、これは当然の市のほうへ、今の工事のどうのこうのじゃなくて、いわゆる工作物を設置した人の無過失賠償責任というような仕組みでもって我々市のほうに責任が来るということございまして、工事のそれぞれ管理の状態、そしてまた工事をやった中身によって、それぞれケース・バイ・ケースでどこが責任を負うかということになってこようかというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

最初に伺ったときに、重大なミスが生じたというふうにお答えになっております。その重大なミスによりつくられた橋台、それを補修して、そしてその補修が安全ですよということで受け取っておるわけなんですけれども、最初につくった建設業者と補修をした建設業者が違うんですね。ですから、万が一、どちらかの重大なミスによってその橋台が壊れた場合、どちらに請求をするのか、改めて伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

先ほど部長のほうから、今回の修補したやつは重大なミスだということで、議員から御指摘のありましたように、3年以内を超えて10年以内ということで、重大なミスということでやらせていただいております。

ただ、今回のこの工事も重大な設計のミスがあって直しました。しかし、その工事そのものは、先ほど来お話を申し上げておりますように、国の基準、県の基準で仕様書等々に基づいて、そしてこれも国の会計検査等でもしっかりとお答えできるような形での工事でやっておりますので、この工法でやったものが重大なミスがあった工事になっているというふうには思っておりませんで、やはり先ほど来申し上げておりますように、その重大なミスというのは既にカバーをしていると、終わっているというふうに理解をいたしております。

ただ、その後、何かの関係で、当初、今の時点で見つけられなかったものが最終的にあった事故等々で、また実際よく見てみると、重大なミスがあったと言われれば、先ほど来私が申し上げてい

るような、10年以内であれば当然それできますし、また10年超えていても、それがつくった側の重大なミスであるということであれば、当然損害賠償等々の請求もしていかなきゃならないというふうに思っております。

市が工事は発注をし、監督も、そして完成検査もしておりますけれども、市のほうにそのミスを見つけれなかったという、もしそういうものが将来的に、当然その当時にわかったんじゃないだろうかというようなことが出てくれば、その時点でそれは市のほうにも落ち度が出てくる、そんなふうにも判断されるんじゃないだろうかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現在のこの工事そのものは県・国の基準に基づき、そしてしっかりとした形での重大なミスはもうカバーをした形で工事がやられているというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

どっちみち、すぐに壊れるわけではないかと思っております。10年先、20年先に壊れて、何らかの形で市民の方に御迷惑をおかけすることがあるかと思えますけれども、そのときには市長さんがどういう答弁をしたかということが参考になるかと思っております。ですので、これ以上聞くことは控えまして、次のほうに移らせていただきます。

今まではユニオン社に対する設計ミスのことを質問してきましたけれども、市の責任について、少しお伺いをいたします。

市が委託をした設計会社ユニオン社から届けられた橋台の設計図に間違いがあったが、まあ、間違いがあったことは間違いのないんですね。市は、その間違った設計図に基づいて建設業者に橋台をつくらせました。この責任はどこにあるのか、市長にお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

今回のユニオン社の設計ミスの関係で、どこに責任があるかというお話でございます。

設計業務の発注者として、本巢市が発注者でございます。設計瑕疵を見抜けなかったということはあるかと思えます。ただ、今回の設計そのもの、本巢市の設計の委託のやり方というのは、御案内のように、市の職員でこういう橋の設計ができる職員がおるわけでもございません。ということで、そういう専門業者である、いわゆる専門の集合体であります株式会社ユニオンに全面的に、この詳細設計を含めて委託をしているということでございまして、市に成りかわってしっかりしたものをつくる義務があるのはユニオンでございます。それができないのであれば、ユニオンは私ども市からその業務を受ける資格はありません。ということで、私は、基本的には今回の責任は一も二にも全て委託業務を受けたユニオンにあるというふうに思っております。このため、ユニオン

も責任を感じて、設計図の修正、そしてまた工事もユニオンの責任でやったということでございます。そしてまた、その間違いに対して、私どもは1カ月の指名停止というのもやったところでございます。

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

非常に理解しがたい答弁でございまして、ありがとうございますと言える答弁ではありません。なぜなら、ユニオン社に設計の委託、当然強度設計、その他もろもろ全てを委託したと。それを正しい設計なのか否かのことがチェックできる体制が本巢市にはないという答弁に少し驚いているわけでありまして。

そういうような形になってきますと、誰に責任があったかということをお問う前に、関連しますので8番に移らせていただきます。

ユニオン設計業者から届けられた設計図が、従来どおり、要するに市が委託したものに適する従来どおりのものであるかの確認は、今の市長の答弁では本巢市にないというふうに解釈していいのか、またあるのか。もしないとするなら、どこにその安全性、またそういうものの届けられた図面が正しい図面なのかということのチェックはどこでしているのか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

設計業者から届けられた設計図の確認はどのようにされているのかについてお答えをいたします。

一般に、橋梁等の構造物の詳細設計業務における成果物の確認方法は、業務の遂行段階に応じて、主に設計のための適用基準や設定条件の適用の是非、さまざまな計算結果の妥当性や、これにより作成された図面、数量計算書の有無について、設計業者との協議打ち合わせ時や完了検査時に確認をしております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

ということは、ユニオン社といろいろな形でお話をしながら、この図面が正しいか否かということをお認定しているというふうなんでしょうか。

そういうふうだとすると、この設計図は間違いありませんよとあって、必ずユニオン社は持ってくるんですよ。その図面が間違っていますよということをユニオン社が認めるだろうか。安全性はこれこれこういうふうで間違いありませんよとあって提示したものを、みずから否定することができ

るだろう。それをまた指摘するだけの本業市に、今の市長さんの前の答弁だとありませんということですが、ない人がどうして質問をできるのか、改めてお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほど申し上げましたとおり、通常の場合、設定、適用条件、あるいは設定条件の適用の是非、さまざまな計算結果についてはもちろんチェックをいたします。検査時にも、もちろん株式会社ユニオンも同席をして確認をさせていただいておりますが、結果として図面の寸法、配置の位置を見抜けなかったというか、見つけられなかったことについてはおわびを申し上げたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

まあ、部長としてはそこまでしかできないだろうと思うし、市長さんは正直に、それを見抜く能力は本業市にありませんということを行いましたので、市長にお願いをしておきますけれども、そういう技術者の養成をひとつよろしくお願いをいたします。

9番に移っていきますけれども、今の話の中でいくと、うちにそういうものがないよということがわかっているとすれば、誰かにその設計図を確認させたのではないかと考えております。また、今回、表に出てきてからいろいろと調べてみましたが、これミスなんですよと言いますが、簡単なミスなんですね。右と左の地図を合わせてぴゅーと合わせれば位置が違うことがわかるから、透かしだけであれば簡単にわかるような単純なミスだったと思っておりますけれども、そういうことはしているのか、いないのか。また、発見できなかった原因はどこにあるのか。今の心境でも結構ですので、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

平成19年度の橋梁設計業務を初め、一般的に業務委託における成果物の確認については、受注者以外の業者や国・県等へは委託していないため、市の職員のみで実施しております。

今回の設計瑕疵は、設計業者である株式会社ユニオンが右岸側橋台の全体的な配置や構造計算は正しく設計したものの、図面作成の段階で、橋座における橋座孔及びパラペットにおける落橋防止構造箱抜き孔の位置を誤って配置、寸法表示をしたことが原因であり、議員御指摘のとおり、結果的には単純なミスであると考えられます。

発注者として、先ほども申し上げましたが、これらの設計ミスを見抜けなかったことについてはまことに遺憾であり、おわびを申し上げます。

ただ、須合橋は斜橋であることから、右岸と左岸の橋台位置が上下流方向へ大きく食い違う上、橋台の幅や高さなどの形状も大きく異なるなど、図上や現場でも容易には設計ミスを発見できなかった要因が重なったことも事実でございます。

今後は、今回の事案を参考にして、橋梁などの土木重要構造物の設計業務を委託した場合は、受注した設計業者に対して成果の品質の向上を図るために、社内における設計照査体制の充実と照査報告を求めるほか、設計業務を進める各段階において、チェックリスト等により設計業者の担当者と市の担当者や監督員が逐次確認しながら業務を進めるなどの業務推進体制により、再発防止に努めてまいります。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

鏑本君。

2 番（鏑本規之君）

6月の質問で、こういう事案は非常に珍しいことであったと。ですから、対応する書類等、また議会に対する報告等がおくれましたということでございます。

どのくらい珍しいのかなあとということで私なりに調べてみましたが、本当に珍しいことでありました。露骨な言い方をするなら、こんなことがよそではあり得ないということがあり得てしまったということですので、今後こういうことが起きないようにすることを聞こうと思いましたが、今、部長が言われたように、チェック体制をきちんとするようにと。また、市長におかれまして、そういうところに少し人員配置と、それからプロと言われるような人員を養成することを望んでおきます。

あとは安全性についてということがかぶっておりますので、10番、11番、12番と別にしてありますが、一緒くたになるかもしれませんが、そのことも含めて質問をしたいと思っております。

部長さんに余り言ってもかわいそうな気がしますので、市長さんのほうに言うためにそういうふうにしますので、議長におかれましては、よろしく御配慮のほど、お願いをいたします。

もともと工事を行って、それが完成したよという検査そのものもどうして起きるのかなあと、誰がやるのかなあとということで非常に不安には思っておりますけれども、それもお尋ねをしようかなあという気はしましたけれども、余りきついことを言うと少し角が立ちますのでやめておきます。

もう1つは、11番の中であるんですけれども、もともとは補修に係る工事をユニオン社に委託をしたんですけれども、会社の経営者としては、修補に係る費用がとことんかからないように考えるのが経営者なんです。安全性のことも言いましたけれども、安全性をぎりぎりクリアしておれば、露骨な言い方をすると100万で済むよと。けれども、もう少し安全性を重視すれば300万円かかりますよといったときに、経営者はどちらを選ぶだろうかと判断したときに、よほどの経営者は、安全のぎりぎりのところの修補をお願いするかと思っております。ですから、先ほどから言っているように、非常に安全性に疑問を持っているということなんです。

そういうような形で、補修に対しての安全性を先ほどから疑問視しておるわけなんです。時間も

ありませんので、そのことについて、市長さんが次にもしこういう問題と類似するものが出たとき、またこの橋の安全性がどうのこうのというときにおいて、今後の対応につながるかと思っておりますので、非常に珍しい経緯でございますので、他市にもしこういうことがあったときの基本になるような解決方法とか、また市長に対する物の考え方とかいうものがありましたら、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、11番、12番を一括して、市長に答弁を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

まとめてということでございますので、答弁させていただきますけれども、経営者の考え方というものを御説明ございましたけど、我々はそういうこととは別に、市の工事がやる場合には、先ほど来ずっと申し上げておりますように、国の基準、または県の基準等に基づいて修補の方法、それから材料等々の指定も全部ございますので、そういうものに基づいてやっておりますので、その結果、金額がどうなるかというのはまた別の話でございますので、我々は国・県のしっかりした基準に基づいて工事をしておるということでございます。

そういったことから、先ほど来申し上げておりますように、安全・安心という部分につきましては、私は今回の場合も含めて、今まで市の工事におきましても、その辺につきましては十分配慮してやってきておるといふふうに私は思っております。これからもそういう方向でやってまいります。

決して安く上げようとかというようなことを考えて、設計、そしてまた工事の方法を考えるわけではございません。しっかりとした方法でやっていくということで、これらもやっていきたいと思っております。

それと、今回の設計ミスのいろいろなお話、先ほど部長もお話ししていますし、また議員のほうからもお話がございましたように、なかなか希有な例でございます。これは、やはりいろいろお聞きいたしますと、大手の設計等々ではもう既に部署内、いわゆる会社内で二重、三重のチェック体制でいろいろなものをチェックしているということは、当然のようでもございます。そういったことから、今後、我々のやる場合も、しっかりとそうした設計をやった場合に、会社内で、そしてしっかりと照合のチェック体制をとって、ミスのないような形で成果物を出していただくという指導もして、またお願いをしていきたいというふうに思っております。

そういったことで、今後も、これは決して自慢できる例ではございませんので、他の市にいろいろ御案内するなんていうことは毛頭考えておりません。聞かれれば、こういうことがございましたということはお話をするだろうと思いますが、自慢のできる話ではございませんので、ただ本業市におきましては、これをしっかりと踏まえて、これからそういう単順なミス、そういったものが起こらないような形で体制を整備し、そしてまた業者の指導もしながら対応していきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

時間も過ぎましたので、お願いということで、今言われましたように、非常に恥ずかしい事案でございます。誰に責任があるかといっても、それぞれに責任があったと思っております。ですので、こういうことが今後起きないように、チェック体制をきちんと整備していただけるように、また安全というものに関しては十分ということはありませんので、万が一、万が一のことを想定しながら、市民の生命と財産を守るように努力をしていただきたいと思います。

それで、これからのことに対して、市長さんも前向きに考えていってもらえば結構ですし、またこの須合橋のことに関して、またユニオン社に関して、工事に携わった人、それから私のところに、市民の方に対して非常に申しわけないことをしたというような形の文書も届いております。これは議長にもお預けをしておりますけれども、正式なものとして扱うか扱わないかは別として、関係各位もそのようなつもりで、市民の方に非常に迷惑をかけたというような形のメッセージが私のところにも届いておりますので、そういうことも含めて、この件についてはこれで終わりにしたいと思っております。

お願いと、いろんなことをしましたけれども、議長におかれましては、よく各位にその旨をお伝えして、市長のほうもよろしく願いをいたして終わります。以上。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をします。20分から再開をしたいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

3番 黒田芳弘君の発言を許します。

3番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

大変暑かった夏も終わろうとしておりますが、この本巢市に限っては、まだまだ違う暑さが続きそうであります。

この議会も、この4年間、このメンバーで仲よくやってきましたが、いよいよ最後の議会となりました。振り返りますと、私自身、この4年間も市民に皆さんの声をこの一般質問で訴え、執行部の皆さんに御理解をいただきながら、幾つかの施策も実現でき、少しは議員としての責任も果たせたかと思う反面、反省する点もございますが、もうすぐその評価もしっかりされることと思います。最後となりますが、本巢市民のため、今後につながるよう、最後までしっかりとその責任を果たし

たいと思います。

それでは、通告に従いまして、2点8項目について順次質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますが、住宅リフォーム助成事業についてお尋ねをいたします。

この制度については、岐阜北民主商工会本巣支部より制度創設を求める請願が提出され、議会でさまざまな経緯を経て、2年前の平成23年8月より始まった制度であります。2年を経過し、その効果を検証し、請願にありました地域にお金が循環する経済システムづくりとして、さらなる地域経済の活性化につなげたいと思います。

それではまず1項目めでございますが、これまでの利用状況について、工事費別の件数や施工者の状況、そして工事費のチェック、制度の周知方法などや近隣市町の状況についてもあわせてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の住宅リフォーム助成事業の利用状況等についてお答えをいたします。

本事業は、市民が快適かつ安心して暮らせる居住環境の整備と地域経済の活性化を図ることを目的として、20万円以上のリフォーム工事を市内業者に発注した市民に対して、10万円を上限に工事費の1割を助成する事業でございます。

平成23年8月に事業を開始し、市の広報やホームページ、CCネット、自治会や商工会といった媒体を活用して、市民や施工業者への周知を図っております。

工事は、台所やトイレを含む部屋ごとの改修、老朽化した屋根や外壁の改修が大半で、耐震化やバリアフリー化につながるような工事も含まれております。

その実績といたしましては、平成24年度末までの1年半の間に195件を助成しております。また、工事費別では、50万円以下の少額工事が全体の2割、工事費の平均が約170万円で、100万円を超える高額工事が116件で全体の約6割を占めております。施工業者別では、中小工務店を中心とした建築業者が全体の7割、給排水設備業などの建築業者以外が3割といった状況でございます。

次に、工事費のチェックでございますが、申請書にあわせ、工事内容が確認できる書類として、極力御負担とならない程度で、工事箇所の図面や写真、工事費明細書を提出していただいております。申請時には、職員によるヒアリングを行った後に、複数の職員で工事費等を精査する体制をとっております。

なお、この住宅リフォーム助成事業に関しましては、県内では、国の交付金を活用して実施する本市と可児市を含め、9市町で同様の事業が実施されております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

まとめて幾つか質問いたしましたので、個々にしたいと思いますが、まず工事費別の件数については、10万円の満額助成の対象となる100万円以上が全体の6割ということで理解をいたします。

それと、施工者の状況についてですが、私がここで聞きたかったのは、施工事業者の規模が知りたかったわけではありますが、この事業を施工するに当たり、請願を決され、積極的な活動をされた民主商工会とは、加入者のほとんどが個人事業主と零細企業であるそうであります。この住宅リフォーム助成事業の本来の趣旨というものは、公共事業や大型工事に参入できない個人事業主や零細企業を助けることも目的の一つであったのではと私は思っております。

私の知り合いで、個人で営んでいる人がおられますが、いまだこの助成を活用した仕事は一つもないということであります。それは、たまたま当てはまった工事があったので施主さんに説明をいたしました。たった2万円か、最高でも10万円という中で、役所へ何回も足を運ぶのが面倒で、その費用もかかると。そして、費用の規模には制限がないので、やはり営業面や企画、広告力がある業者には太刀打ちできないというようなことでありました。

こういった点を改善しないと、一律に市内業者といっても大小さまざまで、受注しても、大手などになりますと市外業者へ下請に出してしまえば、末端のお金というものは市外へ行くことになります。この制度をより効果の高いものとするためには、やっぱり確実に労務をこなし、資材についても地元とかかわり合いの深い個人事業主、零細企業への受注へ結ぶことが大切と考えますが、この点についてはいかがか、まず1点。

それと、工事費のチェックでございますが、ヒアリングを行い、複数の職員で精査するとのことですが、やっぱりこういった民間工事においては、公共工事のように統一した単価とか検閲ではありませんので、例えば見積もりというのは、同じ工事でも100万円の見積もりでも110万円の見積もりでもいいわけでありまして、そういうふうに相手任せとなりますと、やはり税金の使われ方としては不適切なことにならうかと思われまので、その点については十分に注意をしていただきたいと要望しておきます。

それと、周知方法についてであります。先ほどの答弁の中で、市の広報紙やホームページ、また自治会などで周知を図っていくということですが、この周知についてですが、この制度の実現に向けて、積極的な働きかけをした民主本巣支部のホームページを拝見いたしますと、請願を提出し、採択されましたが、議会内で鵜飼議員も奮闘して、本巣市で住宅リフォーム助成制度が実施されることになった。岐阜北民商の活動地域内である自治体では初めてのこととなりますと紹介をしております。さらに、本巣北支部では、活用の広報のため助成制度の講習会を開催し、13人が参加。市からは2人の職員が講師を務め、採択に当たって積極的に各議員に働きかけた鵜飼議員も参加しましたと。その中で鵜飼市議も、市民の皆さんに希望が多ければ、市議会では追加予算を組む意見が強まっている。大いに制度を活用して、仕事を確保してくださいと挨拶したとしております。

私は、この制度そのものは別として、感心いたしましたのは、制度を創設するだけでなく、失敗しないように、その後の活用推進に向けて取り組む姿勢でございます。私が思うに、まだ全市民がこの制度を周知しているとは思えませんので、いつまで続くかわからないこの制度の中で、活用できる市民とできない市民ができることについては不公平が生じることとなりますので、また引き続き市民への周知については、今後もよろしく願いをいたします。

それと、近隣自治体の状況についてでございますが、先ほどの説明では、県内で9市町が実施ということですが、本市の建築業者の営業エリアを見た場合、やはり市内に限らず、近隣市町で広範囲で展開しているものと思われます。住宅件数や建築事業者数などについて、本市の規模と近隣市町のそれを比較した場合、本市だけがこの制度を施行している場合は、その恩恵は少なからずあるとは思いますが、全ての自治体が同様の制度を導入した場合はどうになってしまうのか、非常に不安に思います。例えば岐阜市がこの制度を開始したらどうなるのか。規模の小さな自治体ほど閉じ込められてしまい、営業エリアが狭くなってしまい、逆に市内の業者の仕事そのものが減ってしまうのではないかと考えられますが、その点についてはどうお考えか、2点再質問します。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

平成23年度、24年度に行われました業者さんの数につきましては、ちょっと分析をしております、建設会社で12社、中規模の工務店さんで10社、小規模の工務店が7社、個人の大工さんで2社、それから製材所が3社、建築設計会社が1社ございました。それから、建築業者以外でございますと、内装インテリアで2社、住宅設備資材で2社、建具・ガラス業の方が2社、左官塗装業の方が3社、水道業者の方が5社、電気設備の方が1社、合計で50社ございました。

それから、2つ目の御質問の中の手間というようなお話もございましたが、通常の場合、申請がございまして、そのとおりにいかないのが変更というものもございまして、完成もございまして。少なくとも3回は提出をいただくということになると思いますが、手間がかかるということで、特に値打ちの方とかは糸貫まで来ていただかなんというようなことで、本事業に限らず、総合的なことも課題になると思いますけれども、手続を簡素化することで御活用いただきたいというふうにご考えてございまして、あらかじめ御連絡をいただくことや、申請書に、根尾支所にお預けいただくこと、あるいはファクスや電話などで対応させていただくということで、可能な限り弾力的な対応をさせていただきたいと、その件については思っております。

それから、2つ目にチェック体制というような、単価のチェックというようなお話も今ございました。

リフォーム工事につきましては、新築工事ほど下地等の状態がよくありませんので、その施工単価は、状況にもよりますが、予想以上に高額となるケースもあり、同じ仕上げであっても、施工面積にもよりますが、単価が大きく異なる場合がございます。

本市として、申請書にあわせ御提出いただく見積もり明細書等を精査しておりますが、ほかの物

件と比較して高額な単価が記載されている場合につきましては、その理由をお聞きするなど、ヒアリング等を実施させていただいておるところでございます。しかしながら、これまで特段問題となるような見積書の提出はございませんでした。また、助成対象を市内業者といった顔が見える業者に限定しておりますので、工事費についてはあらかじめ説明がなされ、十分に理解を得られた上で申請手続がなされているものと考えております。

それから、周知の方法というのがございましたが、先ほども少しお話をさせていただきましたが、ホームページや広報でお知らせしているところでございますが、単なるリフォームにとどまらず、100点満点とは言えませんが、住宅耐震化につながるような工事もございますので、本市といたしましても、市民への一層の周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

それから、市内業者限定で行っていて、岐阜市が例えばやった場合に出られなくなるんじゃないかというようなお話がございました。

おっしゃるとおりかと思えますけれども、岐阜市では、今、耐震補強工事とあわせて行うリフォーム工事に対して、必要となる工事資金を融資する事業を実施されておりますが、本市のような住宅リフォーム助成事業は、近隣では揖斐川町がそんなことをやっておられますが、今のところ、その影響を受けているというような実態はないと思っております。

近隣市が実施する事業について、その要件等に本市として口出しをするというのはちょっと難しいかと思いますが、市の事業が制約とならないよう実施市町との間で相互に調整を図っていくということが、今後もし近隣で起これば取り組むことも必要なあというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

細かいことまでしゃべっていただいて、ありがとうございます。

先ほど、数を言うと大きい会社から12、17というような状況、はっきりしておりますので、ただ僕はやっぱり小さいそういった方を助けたいという思いがありますので、その点については、これからもよろしくお願いします。

次に移ります。

この事業の効果について質問いたしますが、このたびの決算書説明資料では、その事業実施による効果、または実績について、平成24年度は117件の918万5,000円の受け付けで、工事総金額は1億7,700万円ほどとなり、地域経済の活性化に大きく貢献できたと考えられるとしております。また、日本共産党が発行した本巢市民報では、開始からこれまでに利用が195件、工事総額は3億3,700円余りと、市の助成額1,570万円の21倍の経済効果と呼んでいるとしております。

でも、ここで私が思うに、本当にここで言われているように、この数字どおりの効果があったのか。よく考えると、じゃあ制度開始以前は、市内の住宅関連工事は全くなかったのか、あるいは全

て市外業者がやっていたのか。また、その分は別にあるのかということになります。行政は、その効果の検証を実際どう捉えているのか。また、その根拠はどこにあるのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

地域経済の活性化についてお答えを申し上げます。

今、従前の件ということになりますと、実はそのデータがございまして、従前と比較するというのはちょっと困難でございまして、大変申しわけございませませんが、平成24年度までの助成額1,500万円余りに対して、リフォーム工事費の総額が約3億3,000万円余りとなっております。助成額の20倍を超える工事が市内業者に発注されていることを鑑みれば、地域経済の活性化には少なからず寄与しているものと判断しておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今のこの事業の検証について、少なからず寄与しているものと判断すると。今のような推察で判断をしますと、せっかくこの丁寧な作成してあります今回の決算説明書全体がその程度のものかなあというふうに信頼ができなくなってしまうわけでありましたが、突然、2年前の8月に500万円スタートし、12月には300万円を追加したんですが、この助成制度開始が理由で、そんなに早くリフォームというものを決断できるのかと私は思うんですが、先ほど、開始前の工事量についてはわからないということではありますが、そうなりますと、逆に減っているかもわかりませんね。

本当の経済効果というものは、後の質問で出てきますが、私が思うに、やっぱり効果というものはこの変化した部分でありまして、以前との比較がない限り、その効果を語ることはできないと思うんですが、その点、何かありましたらお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほども申し上げましたが、この制度以前のデータというものはちょっととることができませんでした。ただ、申し上げたいのは、従前、そのリフォーム事業、例えば本巢市内でやっておられた方々に対しまして、補助制度というのはございませませんでした。それから、本巢市内の業者さん限定ということもございませませんでした。そのことから、例えば、先ほど申し上げましたように、周知が足りないのではないかというようなお話もございましたが、御存じの方については、ましてや私どもの職員も、全てではございませませんが、抽出して、お宅に完成の検査にお邪魔している部分もございまして、その段階ではかなり喜んでいただいているということもございまして、以前に比べれば、

本巢市内の業者さんに特定したということと、そのリフォームに対してある程度の助成金が、10万円までですけれども出るということについては、以前よりは効果があるというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

そういう答弁なら納得いたします。

次に行きたいと思うんですが、以前はこうだったが、助成制度を開始したらこんなにもふえ、大きな効果があったというような答弁を私は期待しておったわけでありましたが、その期待をして次の質問を用意していたわけでありましたが、どうも効果というものが曖昧でやりにくくなりましたが、次に質問に移ります。

昨年12月の衆議院地方選挙で、自民・公明の連立により政権が交代し、安倍政権ではアベノミクスなる大胆な経済政策を打ち出し、日本の景気回復を目指し、取り組んでおります。

さきの7月に行われました参議院選挙においても、有権者が政治に期待する最大の関心は経済の活性、景気の回復といった所得の増加を望むものでありました。それは本市においても同様で、まだまだ実感のない、我々本巢市のためにもアベノミクスのように大胆な経済対策が必要です。

住宅リフォーム助成事業を2年間施行いたしまして、多大な経済効果を確信したのであれば、さらなる成果を求め、その事業そのものを拡大するとか、建築業にとどまらず、幅広く業種を広げ、より一層の経済活性効果を引き出すことが重要と考えます。また、これは建築業者だけが恩恵を受ける不公平性を是正することにもなります。業種の拡大について、副市長にお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

副市長（青木一也君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、助成対象としております住宅リフォーム工事につきましては、その工事の範囲が、建築工事を初めといたしまして、先ほど部長のほうから請負業者の種類をお答えさせていただきましたが、水道、電気でございますとか、内装、屋根、ガラス、畳などといいましたほかの多くの業種に及びます、大変裾野が広い工事であると認識しております。

こうした中で、現在の本市の住宅リフォーム助成事業につきましては、助成対象事業を市内の業者さんへ発注するリフォーム工事に限定いたしますことで、市民の皆さんが快適に安心して暮らせる居住環境の整備促進とともに、あわせて市内の多岐にわたります関連業者さんへの仕事づくりをより効果的に支援できる地域内循環型の経済対策として実施をさせていただいているものでございまして、その一定の効果につきましては、先ほど部長よりお答えをさせていただいたとおりで

ございます。

この助成事業の効果が実証されたならば、ほかの業種へも同様に拡大してはいかかというお尋ねでございますけれども、今後、普通交付税のほうも、平成31年度の本算定に向けまして、年々段階的に縮減されるなど厳しい財政状況のもとで、限られた財源の中、地域の振興活性化を図っていくためには、より投資効果の高い、費用対効果の高い事業を選択の上、実施していくことが必要でございますし、またこの住宅リフォーム助成事業につきましては、財源といたしまして、住宅関係の国交付金も有効に活用の上、市の経済対策として実施していることを含めまして、現時点におきましては、ほかの業種への拡大等については予定をしておりませんので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今、効果に自信がないのか、他の業種への拡大については予定していないということですが、今、副市長が言われた建築業というのは裾野が広いということは理解をいたしますが、他の業種がその恩恵を受けないというこの不公平性というものはついて回ります。

それで、先ほどから効果の検証をしているわけですが、この事業で効果があると言い張る以上は、やはりほかの地域がやっていないことを、独自性のあるものをやるべきで、さらに高い効果が上がるよう、積極的に私は事業を拡大すべきであると思います。

今、国の交付金のことに触れられたんですが、これを見ても、それは24年度、25年度のことだけであって、開始当初の23年は一般財源でやったわけですので、これは少し答弁とはちょっと矛盾するかなあというふうに思っております。

最後に、私が言いたいのは、本気でこの経済活性化に取り組むのなら、こういった二、三億の民間のわずかな市場で細々とやるよりも、やはり市発注の公共工事において、工事を発注するだけでなく、下請ですとか、資材購入についてもその市内に行き渡るような施策をしいて、やはり市内でお金が循環することを徹底させることが何よりも即効性の高い施策となることは明白でありますので、これらのことも十分検討されまして、パフォーマンスに終わらないよう、確実に効果が上がる施策を強く望んで、この質問については終わります。

2 点目に移ります。

高速道路開通に対応する観光振興について質問いたします。

合併以来の念願でありました東海環状自動車道の開通が平成32年と、間近に迫ってまいりました。何が足りなかったのか、この本巣市は一番後回しにされた感がございますが、大垣方面や山県の工事状況を見ると、いよいよその現実味を感じるようになってきました。

本市にとっては、さまざまな活性効果が期待できる待望の高速道路であり、インターチェンジや

パーキングエリアの位置も決定し、開通に向けた準備を万全の体制で整え、このラストチャンスとも言える好機を確実なものにしなければなりません。

本市では、既に前市長の時代から先行的に取り組み、大型商業施設の誘致や工業団地も整備され、さらには都市計画もしかれ、準備は着実に進んでいるようであります。

この高速道路開通の効果発揮を全市で捉えますと、南部地域では屋井工業団地への企業誘致を早期に成功させ、雇用を創出し、住宅開発とあわせ、人口をふやすことによって税収増につなぐこと。そして、交通の便を利した大型商業施設への誘客で、経済の活性とにぎわいを創出し、周辺の市内企業への経済的効果を上げることだろうと思っております。そしてもう1つ忘れてならないのは、働く場がないことで過疎が進行し、子どもから現役世代、老後に至るまで、さまざまな格差問題を抱えながらも、ふるさとの自然を守りながら懸命に生きている北部地域の人たちのためにも、この高速道路開通の恩恵を確実に導くことであろうと考えます。

ついでには、本市の豊かな自然環境やさまざまな観光資源をさらに活用した観光振興策が必要となります。それは同時に、パーキングエリアで休憩する人、糸貫インターでおりて観光施設へ寄っていただくお客さんに対し、商品を購入してもらい、おいしいものを食べていただくことによって潤う商工関係者のためにも、その商品の開発は重要な要素であります。

このような高速道路開通に対応すべき観光振興について、さきの5月に研修した事例もあわせて紹介しながら、順次質問いたします。

まず1項目めでございますが、私も開通した新東名を2回通ってきましたが、各サービスエリアに立ち寄りしましたが、どこのフードコートでも地元の特色あるグルメ、またお土産も本当に全部欲しくなるようなものばかりで、相当研究されたものが販売されており、それを目当てに人が集まるほど現在のサービスエリア、パーキングエリアは1つの観光地になっているといった報道もされております。

ここで、資料の1を見ていただきながら、研修いたしました大町市の取り組みを紹介いたします。

ここ大町では、日経リサーチの知名度調査で、長野県内19市で18番目という結果に危機感を持ち、全国的に知名度のある黒部ダムをモデルに盛りつけした「黒部ダムカレー」を考案いたしました。その後、コンビニでの商品化で関東地域での販売を開始し、現在は大手カレーチェーンでも取り扱い、黒部ダムを通じて大町の知名度アップに取り組んでおります。

食によるまちおこしについては、昨年、各地で多大な経済効果を上げているB級グルメに対する本市でのB1グランプリ出場を目標にした取り組みを提案させていただき、当時の部長の答弁では、食によるまちおこしは重要で、目標設定は意欲向上へ絶好の機会、グルメ開発で研究を推進すると明確に答えられておりました。

このグルメ開発についてと、高速道路の開通をそういった施設で行列をつくるほど人気を呼ぶお土産商品の開発に期待をいたしますが、それらの現在の取り組みについてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問のB級グルメなどの食べ物の開発への取り組みにつきましては、昨年度に市の商工会に対する補助事業の中で、市の地域資源を生かした特産品研究開発を行うことにより、地域の産業おこしと活性化に寄与することを目的として、本巢の食材アイデアレシピコンテスト事業を実施し、多くの作品の中から「富有柿のムース&ゆずゼリー」が最優秀作品となりました。

この作品を活用するため、昨年度は期間限定で、市内の飲食店の10店舗において商品として提供いたしました。また、試作品をつくり、淡墨浪漫ウォークのゴール会場である淡墨公園で完走した方に配布し、御当地スイーツとしてPRしたところ、好評でございました。

この結果を踏まえて、商工会飲食部会の一部の会員が手を挙げて、研究開発グループがスタートしていますので、今後、「富有柿のムース&ゆずゼリー」が商品化に向け、さらによいものとなるよう継続していく予定でございます。

また、お土産の目玉商品につきましては、市の出資法人でありますうすずみ特産が多数の特産品を製造しておられ、どれをとっても逸品ぞろいであり、購入リピーターが多い特産品もあると聞いています。そのほかにも、糸貫地域の女性農業グループのフルーツ工房糸貫が富有柿ジャム、柿肉のたれ、「柿ドレッシング」及び「柿あんじゅう」を製造販売し、むくの木グループにおいても柿アイスを製造販売しており、いずれも食べられた方々には好評を得ておるところでございます。

そのことから、今後は現在ある特産品を県内外のイベントで積極的にPRすることや、新たなお土産の目玉商品開発の動きがあれば、市も協力して取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、いろいろムースとかゼリーとか、柿の製品ですか、うすずみ特産の製品ですが、いろいろ現在の商品について自信满满で御紹介をしていただきましたが、私から見ると、これらの商品が爆発的なヒットになるとかいうのはひとつ不安がございます。

それと、私が今の答弁に期待したのは、「織部餃子」とか「文殊にゅうとん」の、目立ったものは僕は見えておるのはそれなんです、それらの答弁を期待したんですが、これらは市には関係なく、民間が勝手にやっておるというふうに理解すればいいのか、お尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を、産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

確かに今おっしゃられました文殊にゅうとんでありますとか織部餃子につきましては、市のほうから、例えば補助金を出させていただくとかいうような具体的なことは今までございませんでした。

文殊にゅうとんについては畜産の部会に入っておられますので、ある程度補助金的な、助成金的なものを使う部会として若干の部分はございますが、そのほかにはございません。ただ、アイデアレシピコンテストにおいて、応募要件になっておりました地元の食材を使用したレシピも多く出品されておりまして、その中には文殊にゅうとんを使用したものが7件ございました。そのうち2作品が優秀賞に輝いたということもございます。

それから、県産品の野菜と文殊にゅうとんでつくられております議員がおっしゃられた織部餃子でございますが、PR等、市が例えばよそに出かけるときにパンフレットでありますとか、冷凍にされたものを注文して届けていただくというようなものを持っていったり、それから先日、名古屋で開催されました四水会というのがございまして、そちらは財界人の方がお集まりになって、知事も行かれました。そのときは、たまたま岐阜市と本巣市と山県市ということで、3つの市が行って、財界人の方にいろんな地元のものを御紹介したり、食べていただいたりというようなことで行っていきます。そのときに、織部餃子も300個、うちのほうから用意していきまして、皆さんに賞味していただいたり、注文ができるパンフレットを配らせていただいたりというようなことをさせていただいておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

私は、またこれからさらに今後の新しい商品にも期待をいたしております。その上で、新しい商品や特産品の開発というのには、先ほど答弁にもあったように、協力だけでなく、補助金も含めた支援が必要となりますので、その点については市長にお願いだけしておきたいと思っております。

2項目めに移ります。

全国各地で観光による経済活性化策にゆるキャラを活用し、PR合戦が展開をされております。現在、その代表的なものは熊本の「くまモン」と、公式ではありませんが、千葉県船橋市の「ふなっしー」が人気の双璧のようであります。

ここで、くまモンの経済効果について簡単に説明いたしますと、熊本県の発表では、2012年1月から6月の関連グッズの売上高は118億円、2012年7月時点の経済効果は293億円にまで上るとされております。また、293億というのも、ブランド推進課によるアンケートに回答した55%の企業の売り上げを集計したもので、残り45%の企業の売り上げと熊本県のPR効果も加味すると、経済波及効果は1,000億円とも言われております。

では、なぜくまモンがここまで成功したのか。それは、損して得を取るという戦略が上げられます。

ゆるキャラに対し、多くの自治体では商品価格の3%ほどを徴収し、年間数百万円から数千万円の収入を得ており、彦根市の「ひこにゃん」や奈良県の「せんとくん」ほどになると、1,000万円から3,000万円の収入になるそうであります。今治市の「バリィさん」も、商品化する場合には1

アイテムごとに契約料を払わなければなりません。しかし、くまモンの場合は原則無料とし、全国の民間事業者でも申請して、許可がおりれば利用料はかかりません。熊本県へはキャラクター利用料は入らず、損をしているように見えますが、利用しやすいことで、県全体で見ると経済波及効果が1,000億にも及ぶのではないかと考えられます。

次に、資料2を見ていただきますと、これも大町市が観光施策で活用している、ここではカモシカをモチーフにしたゆるキャラの「おおまびょん」の使用実績であります。

このように、いろいろな形で使用されておりますが、本市においても、待望のマスコットキャラクター「もとまる」が誕生いたしました。これについてはかわいいという声がある一方、寄せ集めで特徴がないといった批評もありますが、これから大いに活躍をしていただかなければなりません。また、いろいろな商品に活用し、くまモンクラスにまで人気が上がれば、とてつもない効果を生むこととなります。もとまる関連の商品化への手順や、その状況についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、マスコットキャラクター「もとまる」デザイングッズなど、商品化の流れ、またその状況につきまして、お答え申し上げます。

まず、マスコットキャラクター「もとまる」につきましては、本市の情報発信、また観光PR、産業振興ということで、積極的に活用するために、昨年度、作成したものでございます。

ただいまのくまモンの事例、また大町市の事例等、御紹介いただきましたけれども、もとまるの活用につきましては、市民や企業、その他団体に広く活用していただけるよう、本県市マスコットキャラクターの使用に関する要綱及び本県市マスコットもとまる着ぐるみ貸出要綱というのを定めまして、目的が市の広報、またイメージアップにつながるようなものであれば、市民や企業主催のイベント等への着ぐるみの貸し出し、またマスコットキャラクターの使用、商品開発等にも、使用申請をしていただくだけで無料で活用していただけることとしております。

キャラクターデザインを使用した商品化の流れにつきましてでございますけれども、企業におきまして商品化の企画が決まれば、マスコットキャラクター使用申請書に企画書、また製品見本などの使用の用途がわかる書類を添付していただきまして御提出していただければ、内容を精査し、使用承認の通知をさせていただくというものでございます。

次に、キャラクターの利用状況につきまして御説明いたしますと、チラシ、パンフレット等の印刷物の使用が12件でございます。路線バスの車内CM、また看板使用等が2件でございます。ストラップやエコバッグ、キーホルダー、うちわ等のグッズといたしまして13件、商品パッケージ等といたしまして2件となっておりますが、商品化されておりますのは、お菓子、ポロシャツ、ピンバッジ、キーホルダーなど、一般財団法人を含めまして4社7品目というふうになっております。

また、着ぐるみの貸し出しにつきましては、市の主催の行事を初めまして、県内外のイベント、

市内の自治会等の団体等の主催の行事を含めて31回の貸し出しを行っております。

今後につきましても、市の情報発信、また観光PR等のために、キャラクターマークを使用した商品化など、市民や企業、その他団体に広く活用していただけるよう、進めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

3項目めに移ります。

ここで、また資料3を見ていただきます。

これも大町市の知名度アップに向けたPR作戦の一環として、姉妹都市である東京都立川市でのアンテナショップ運営事業について掲載をしてあります。

特産品販売をするとともに観光情報の発信を行い、大町への誘客を導くものであります。

京都や横浜など、知名度1位、2位のような市は、やはり観光客も多く、本市においても決して高くはないであろう知名度アップに向けたPR作戦は必要で、それにはこの大町のような都市部でのアンテナショップ運営は有効な手段と考えますが、いかがか、お尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

都市部でのアンテナショップ運営など、本市の知名度アップに向けた取り組みにつきましては、西美濃夢源回廊協議会における活動も含め、市の観光協会と連携しながら、県外、市外におけるイベントや観光物産展に観光PR活動として積極的に参加しているところでございます。

昨年、24年度の取り組みにつきましては、西美濃夢源回廊協議会関係で、JR大垣駅や神戸市を初めとするイベントに8回、名古屋市にある旅行者等へのPR活動3回、その他岐阜県と連携したPR活動等を含め5回と、全体で16回のPR活動を観光協会と連携して行いました。

イベント等の会場では、淡墨桜を初めとする主要観光資源や本巣市の農産物を含む特産品のPRを行い、本巣市の知名度を上げるよう努めておるところでございます。また、各種団体のホームページやフェイスブックなど、インターネットを活用した観光情報を発信しております。

今後も県外、市外のイベントや観光物産展にできるだけ積極的に参加するように努め、インターネットを活用した観光情報の発信を行い、より一層のPRに努めてまいります。当面はこのような方法で本巣市の知名度を高めるよう、PR活動を行っていく予定でございます。

アンテナショップについては、人件費を初め多大な経費を要することや、近年、岐阜県においても名古屋市及び関西圏の事務所の規模縮小や廃止をしており、本巣市単独での設置は困難と考えられます。

議員の資料にいただきました大町市につきましても、立川市と姉妹都市関係にあり、両市の交流の活性化という意味でも事業運営ができているものと考えられます。

今後、市としてはアンテナショップに限らず、インターネットを活用した仮想ショップ等についても県や他の市町村の動向を注視しつつ、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

高速道路開通後を想定した場合、本市においては、直接効果が期待できるのは、東西から通行してきた車をいかに糸貫インターでおいてもらい、その方々をどこへ導くのか。そして、いかに長く滞在してもらうかが重要な課題となってきます。しかしながら、現在の観光地、観光施設だけでは、遠方からのお客を招くには魅力に乏しい現状は明らかであります。

ここで研修した長野県阿智村のハナモモを活用した観光への取り組みについて、御紹介をさせていただきます。

ここ園原の里づくりは、一人の男の熱い思いから始まったのだといいます。中央自動車貫いている恵那山トンネル、実は過疎の村、南信州阿智村の一番奥にある20戸ほどの集落は、この恵那山で隔てられております。この地に嫁ぐのはかわいそうと言われるほど、過疎に悩む僻地でありました。この地に育った一人の男、渋谷秀逸は、せっかく嫁いでくれた若い娘たちが、嫁ぎ先を自慢できるような集落にしたい、そして愛着を持って若い世代が住み続けられるようにしたいと思い、たまたま隣村にあったきれいなハナモモを植え、自慢できる集落づくりを考えたのだといいます。平成3年に十数本で始まったこの植栽は、人々の共感を呼び、仲間や住民が加わり、今では約3,500本までにふえ、花桃の里として現在では村の大きな観光資源となっております。

渋谷さんにこの研修で偶然に出会いまして、話を伺いましたが、この園原インターから園原の里までの4キロの間に、標高差が300メートルという地形を生かし、長い期間で順次楽しめるよう第1面から第4面を計画し、地域の人々に呼びかけながら植栽を続け、月川温泉だけで先ほどの数3,500本にも達したということでもあります。その実績につきましては、昨シーズンは4月20日から5月12日のこの祭り期間だけで20万人もの観光客を呼び込んだそうであります。

本市の大変有名な淡墨桜が現在15万人弱で推移していることに比較すると、いかに多いかがわかりますし、樹齢1,500年の日本三大桜に、何の変哲もないこの手づくりのハナモモが勝ったということは、画期的な取り組みと言えるのではないのでしょうか。

何も莫大な資金を投資するだけでなく、こういった民間の活力を生かしたのものや、やはり新たな観光資源の開発がこれから必要ではないかと考えます。高速道路を想定した観光戦略について、市長のお考えを伺いたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、高速道路開通に対応しての観光振興ということでは、糸貫インターチェンジができるということで、それを生かした観光の振興方法というようなお尋ねでございます。

先ほど来、お話しでございますように、かねてからずっと期待をしております東海環状の西回りの工事が着々と進んできておりまして、この本巢市内におきましても、今、用地買収が始まってきておりまして、何割かの方々はその土地等の売却に応じているということで進んできております。

いよいよ大野神戸インターから、用地が買えればいよいよこっちに工事も入ってくるということで、平成32年の完成を目指して工事が進んでおりますけれども、我々は一年でも二年でも早く糸貫インターチェンジができて、ここから我々も全国へ行ける、そしてまた、これを使って全国から本巢市へ来ていただくということに大いに期待をいたしております。

そういったことで、我々もインターチェンジが完成すれば、これはもちろん全線開通をしないとなかなか、途中切れるということになれば効果のほうも半減されるわけでございますけれども、チェンジが完成して全線が開通すれば、全国から本巢市への交通アクセスが大変よくなるということで、隣接県を初めとして、全国からお客さんに来ていただけるんじゃないかということで、大いに期待しているところでございます。

こうしたことから、全国からの来客にも対応できるような仕組みづくりというものをしっかりやっていかなきゃいけないというふうに思っております。今までの観光資源のブラッシュアップ、それから見直し等々、いろいろ調査等もやってまいりました。そして、そのためにできることを一つ一つやってきておりますけれども、なかなか目に見えた形での大きなものに結びついていないということもございます。これは1つに、やはりPRの方法もちょっと足りないんじゃないだろうかという思いもしております。

本巢市の観光資源というのは、我々4町村合併して、いろいろ見ておりますと、本当に多くの観光資源があるというふうに思っております。これは、ただ点であるものですから、なかなか線をつながらない。今の観光というのは、1個点だけあってもなかなか人が来ない。やはり線で結ばれて、そしてそこに一つのストーリーを持って動くという、そういうような観光開発をしなければなかなか人も来ていただけないというふうに思います。

ただ、唯一の例外というんですか、本巢市にとって例外なのは、先ほど議員がお話にありますような淡墨桜、これは樹齢1,500年の木でございます。これはなぜ人が来るか。これはオンリーワン、ナンバーワン、ほかにはないということである。唯一のそういう観光を寄せる中では、オンリーワン、ナンバーワンのものなら多くの人をまた寄せつけることができるけれども、一般的なものの場合には、そこにある一つのストーリーを持って、そして線で結ばれた観光資源をやっていかなければ、なかなか人は来ていただけないというふうに思っております。

そういったことで、今年度、もう一度しっかりとした対応をしていこうじゃないかということで、

新年度予算でお認めいただいて、今取り組んでおりますけれども、本巢市魅力最大化誘客促進事業というのをJTBと一緒にしまして、そしてまた市の観光協会と市と一緒にしまして、この事業を今年度取り組んでいるところでございます。

この事業では、観光資源の掘り起こしとか活用方法、また効果的な観光情報の発信方法ですとか、また何度も来ていただけるような、そういった場合のおもてなしの方法、そういったものを中でのいろいろ御議論いただいて、そして本巢市の魅力づくりの方策というのをこの中でしっかりと立ち上げて、つくり上げていこうじゃないかということで、今現在、進めさせていただいております。この事業の結果も踏まえながら、今後の誘客促進、また体制整備というのをしっかりとやっていきたいなあというふうに思っております。

いずれにいたしましても、私はこの本巢市にはいっぱいいいものがあると思います。ただ、それぞれが点々であるということで、有機的に結ばれていないということもありまして、これを総合的に情報発信できる、そういう戦略をとりながら、このインターチェンジができたときに、一人でも多くの方にインターチェンジからおりていただいて、そしてこの市内に足を延ばしていただく、そういうようなことができるような体制に進んでいきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

最後に行きます。

先ほどから観光振興策について、いろいろと尋ねてまいりましたが、それらをどのように、どのような組織でどうやって展開させ、成功させることが何より重要な鍵で、かつ難しい問題であると認識をしております。当然、核となる行政サイドに関係団体の商工会、観光協会、それに関係する民間事業者がどう連携し、同じ方向を向いて形としていくのかということであると私は思います。

私が、現在の本巢市としての観光組織を見ると、この高速道路開通というビッグチャンスに向け、本当に一体となって機能できているのだろうかと不安に感じます。先ほど、長年務められた観光協会会長がやめられ、後任には行政側の副市長がつかました。そうなら、果たして観光協会という独立した組織は本当に必要なのか。担当部となる産業建設部内に観光課なるものを設け、そこで業務したほうがいろいろな面で機能しやすいのではと考えてしまいます。

実際に、もう開通まで5年、6年しか時間がございません。そして、このタイミングがこの本市の観光立市として成功するラストチャンスだと私は思っております。このチャンスを確実に捉えるため、観光の特別チームを編成するなど、本気で取り組む組織の再構築が私は必要と考えますが、いかがでしょうか、市長に見解を求めます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

観光論ですね、観光協会のちょっとお話がございました。今、観光協会、ちょっと弱体というんですか、少し弱いというお話でもございます。

そもそもこの観光協会と申しますのは、先ほど来、議員の御指摘もございましたけれども、行政だけではなくて、民間、そしてまた民間の個々の企業、個人、そして商工会等の団体も入った、いわゆる官民協働の組織になっております。私は、これからもやはり行政が前面に出てやるんじゃなくて、観光協会という組織を強化する。そして、この事業を多くやっていただくということで、そして行政もそこに関与しながら、観光協会が前面に出るような形でやっていくのが私は基本だろうというふうに思っております。決して官が丸投げするとかじゃなくて、やはり観光協会、せっかくある組織、民間の、そしてまた官民の連携した組織があるわけでございますので、これをうまく使いながら、そして今回、ことし調査の委託をしております魅力最大化誘客促進事業、これらの結果も踏まえながら、この中で観光協会を強化するような形で、そして観光協会にやれることをしっかりとこの中で目指していただいて、取り組んでいきたいなあというふうに思っております。

組織を幾つ幾つつくってみても、やはり動くのは企業であり、個人であり、また商工会の関係者の皆さん方がやはり積極的に動いていただければ何ともならないものでございます。行政が一人だけ旗を振っておってもだめです。行政はあくまでもサポート役、そしてもちろんリード、こういう方向だという方向性をいろいろお願いすることはありますけれども、基本的にやるのは商工会であり、観光協会であり、民間の方々が一致団結して、そして盛り上げるような形でやっていくのが観光振興ではないかというふうに思っております。

観光行政はもちろん行政の仕事ですのでやりますけれども、それぞれ個々の金もうけにつながるような話は、やはり当事者である方々が真剣に考え、そして真剣に取り組んでいただく。それを我々がしっかりとサポートする。そういうことによって初めてできることだろうというふうに思っております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

私が申し上げたいのは、観光協会が云々というよりも、観光施策というのはやはり素人では難しいということを私は認識をしております。私が思うのは、観光というものをランドデザインできる観光カリスマなるリーダーのもと、スピード感を持って機能できる、高速道路開通に向けた特別チームみたいなものを編成して対応したらどうかということでもあります。

市長が、今の答弁で、観光協会でいろんなことをなし遂げるといふ思いであるのなら、私はそれを見守り、今後の御活躍に期待を申し上げます。

最後に、市長を初め執行部の皆さん方には、この4年間も本当に泣いたり、怒ったり、いろいろお世話になりました。これで私の最後の一般質問を終わりにしたいと思っております。御清聴ありがとうございます。

ございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

傍聴の方々にも、たくさんの方に最後までお聞きいただきまして、本当にありがとうございます。

9月5日木曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

午前11時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

